

保護者様

港区立高輪台小学校長

学校感染症に関するお知らせ

お子様は、現在、学校感染症で、下記の期間出席停止となっております。登校（園）する際には、裏面の「学校感染症登校連絡票」を（各事項記入の上）担任に提出してください。

記

1 主な学校感染症と出席停止期間

以下の学校感染症については、

- 1) インフルエンザ…………… 発症した日を0日として5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。
- 2) 百日咳…………… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- 3) 麻疹（はしか）…………… 解熱した後3日を経過するまで。
- 4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）…………… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 5) 風しん（3日ばしか）…………… すべての発疹が消えるまで。
- 6) 水痘（みずぼうそう）…………… すべての発疹がかさぶたになるまで。
- 7) 咽頭結膜熱（プール熱）…………… 主要症状が消退した後2日を経過するまで。

***上記の期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたとときには、医師の「証明書等」を添えてください。**

2 その他の学校感染症と出席停止期間（1～5の病気は医師の証明書等が必要）

- 1) 結核
 - 2) 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 3) 腸管出血性大腸菌感染症
 - 4) 流行性角結膜炎
 - 5) 急性出血性結膜炎
 - 6) その他（ ）
- } 医師により感染のおそれがないと認められるまで

*証明書については、学校（園）にも用意してあります。

3 新型コロナウイルスに係る出席停止

- 1) 新型コロナウイルス（感染者）…………… 保健所もしくは医師により感染のおそれがないと認められるまで。
- 2) 新型コロナウイルス（濃厚接触者）… 保健所が指定する自宅待機期間が終了するまで。ただし、新型コロナウイルス感染を疑われる症状（発熱、咳、味覚・嗅覚障害等）がないこと。

*新型コロナウイルスに係る出席停止については、医師の証明書等は不要です。

裏面あり